平成２９年（フ）第３６３号
静岡県浜松市南区頭陀寺町352番地の３サンフェリオｂ、前住所静岡県浜松市浜北区於呂1608番地の３
破産者　小杉　卓三
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地５棟205、前住所京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地６―107
破産者　岡本　充弘
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
京都市左京区岡崎天王町１番地３、前住所京都市北区上賀茂薮田町３番地　北上ハイツ６号
破産者　仲井　敏永
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
京都市伏見区深草柴田屋敷町１番地１グランフォート伏見204号室
破産者　篠田　美奈
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島302棟102号
破産者　山口　　弘
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地３棟204号
破産者　林田　　要
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６６８号
京都市右京区西院東淳和院町16番地２　アルファビル402号
破産者　五ノ井重邦
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８９号
京都市伏見区醍醐南里町52番地11
破産者　山本　信勝
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７９４号
京都市中京区室町通二条下る蛸薬師町261番地１　フラット　カトウ　303号
破産者　ＨＡＲＵＨＡＮＡこと　谷本　研一
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０１号
京都市下京区高辻通烏丸西入下る小島町772番地　アーバネックス室町　315号室
破産者　吉仲　幸子
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
奈良県大和郡山市小泉町2215―10　小泉ハイツ101号、住民票上の住所奈良県香芝市上中1181番地１　アルカディア201号
破産者　古賀　雅彦
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７１号
鳥取県鳥取市国府町新通り３丁目326番地
破産者　岩尾　勝彦
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
香川県綾歌郡綾川町畑田497番地93
破産者　勝岡　淳吾
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９１号
高知市九反田13番５号　響水館302
破産者　宮地　理香
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３２号
高知市九反田４番10―2206号
破産者　宮地　洋子
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５３号
福岡県直方市大字上新入1928番地４
破産者　立花　靖人
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２５１号
熊本市中央区新町１丁目９番16―703号
破産者　佐藤　保彦
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
大分県別府市秋葉町６番23号　永井ビル４号
破産者　内村　貴宏
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市吉野町8251番地１　四季の風203号
破産者　上田平剛志
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係